

利息制限法等改正にともなう A T M ご利用手数料のお知らせ

利息制限法等改正の要旨

A T M を利用した「総合口座貸越」取引および「カードローン」取引の A T M ご利用手数料において、利息とみなされない A T M ご利用手数料の上限金額が制定されます。

利息制限法等（ 1 ）施行後（平成 2 2 年 6 月 1 8 日）より

「総合口座貸越」、 「カードローン」ご利用金額	利息とみなされない A T M ご利用手数料の上限金額（消費税等を含みます。）
1 万円以下	1 0 5 円以下
1 万円 超	2 1 0 円以下

（ 1 ）「利息制限法施行令第 2 条」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第 2 条」（平成 19 年 11 月公布）

当行のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客さまへ

中国銀行の A T M、おかやま A T M ネットサービス提携金融機関の A T M

変更ございません

提携金融機関の A T M、ゆうちょ銀行の A T M、コンビニ A T M（ 2 ）

**「総合口座貸越」取引および「カードローン」取引の A T M ご利用手数料が、
ご利用金額に応じて、上記の上限金額となります。**

（ 2 ）セブン銀行（セブンイレブン、イトーヨーカドー など）、ローソン A T M、
E - N E T（ファミリーマート、サークルKサンクス、ポプラ など）

<ご利用例>

総合口座普通預金の残高が 5,000 円の際に 11,000 円の出金取引をご利用された場合、総合口座普通預金からのお引出しが 5,000 円、「総合口座貸越」取引によるお引出しが 6,000 円となります。

この場合、「総合口座貸越」取引のご利用金額が「1 万円以下」に該当するため、A T M ご利用手数料が 210 円の時間帯でも 105 円のご負担となります。なお、A T M ご利用手数料が 105 円の場合は、変更ございません。（A T M ご利用手数料には消費税等を含みます。）

<ご留意事項>

普通預金等の預金のお引出し・お預入れの場合の A T M ご利用手数料は変更ございません。

提携金融機関の A T M でお取引された場合、ご利用明細に記載される A T M ご利用手数料と、お客さまがご負担される A T M ご利用手数料とが異なる場合がございます。A T M ご利用手数料のご確認にあたっては、通帳へのご記帳やインターネット・モバイルバンキングサービス等をご利用ください。

提携金融機関のキャッシュカードをご利用のお客さまへ

提携金融機関の都合により、お取引内容によっては、A T M ご利用手数料が異なる場合や、ご利用明細に記載される A T M ご利用手数料が、お客さまがご負担される A T M ご利用手数料と異なる場合、もしくはご利用いただけない場合がございます。

くわしくは、お取引金融機関へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お近くのちゅうぎんへお問い合わせください。

平成 2 2 年 6 月 1 7 日 現在